

議案第147号

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（責任技術者） 第8条 指定工事店は、<u>営業所ごとに</u>、責任技術者（埼玉県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格した者で、同協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合（第12条において「市町村等」という。）に登録された排水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。）を<u>選任して従事させなければならない。ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p>	<p>（責任技術者） 第8条 指定工事店は、責任技術者（埼玉県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格した者で、同協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合（第12条において「市町村等」という。）に登録された排水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。）を<u>専属</u>して従事させなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。